

扶養 簡単まとめガイド (所得税と社会保険)



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

扶養とは

扶養とは

扶養とは、**配偶者や両親、子どもなどの親族に対し、経済的援助を行うこと**を意味します。
一定の条件を満たすことで、所得税法上は「扶養控除」、社会保険制度上は「被扶養者としての認定」を受けることができ、それぞれ異なる優遇措置があります。

所得税における扶養

所得税法に基づいて扶養親族が定義されており、年末調整や確定申告で控除の対象とされることから、納税者が制度を意識する場面が多く見られます。扶養控除を受けるには、親族の所得金額や生計の状況など一定の要件を満たす必要があります。

社会保険における扶養

社会保険においては、健康保険や厚生年金保険において、被保険者に生計を維持されている人が被扶養者として認定されます。これにより、被扶養者は保険料の負担なく、医療保障や年金制度の適用を受けることができます。

次のページから、所得税における扶養と社会保険における扶養についてより詳しく解説します。

所得税における扶養

所得税における扶養

所得税法における扶養とは、**納税者が生計を一にする一定の親族を扶養している場合に、その納税者の課税所得から所定の金額を控除する制度**です。この控除は「扶養控除」と呼ばれ、「扶養親族」がいることで税負担が軽減されます。

「扶養控除」は、所得税の年末調整や確定申告で適用され、納税者にとって経済的な恩恵を受けられる重要な制度です。ただし、対象となる親族の範囲やその所得額など、いくつかの要件を満たす必要があります。

扶養親族の定義

所得税法における「扶養親族」とは、次の要件をすべて満たす親族を指します。

1. 納税者と生計を一にしていること
2. 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）であること
3. 年間の合計所得金額が48万円以下であること（給与所得者の場合、給与収入103万円以下）
4. 青色申告の事業専従者として給与の支払いを受けていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと

なお、配偶者は扶養親族には含まれず、「配偶者控除」または「配偶者特別控除」の対象として扱われます。

所得税における扶養

扶養控除の金額

所得税における扶養控除の金額は、扶養親族の年齢や同居・別居によって異なります。

扶養親族の区分	控除額（年間）
一般の扶養親族（16歳以上）	38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	63万円
老人扶養親族（70歳以上・同居）	58万円
老人扶養親族（70歳以上・別居）	48万円

所得税における扶養

扶養控除と配偶者控除・配偶者特別控除の違い

所得税における扶養控除は、納税者が扶養している親族に対して認められる所得控除制度ですが、その対象に配偶者は含まれません。配偶者に関しては、扶養控除とは別に「配偶者控除」または「配偶者特別控除」が用意されています。

扶養控除と配偶者控除・配偶者特別控除の主な違いを以下に整理します。

	扶養控除	配偶者控除・配偶者特別控除
対象者	配偶者を除く親族 (子、両親など)	配偶者 (内縁関係は含まない)
所得の上限	合計所得48万円以下	配偶者控除：合計所得48万円以下 配偶者特別控除：合計所得133万円以下
控除額の区分	年齢や同居状況により異なる	所得や配偶者の年齢、 納税者の所得により異なる

社会保険における扶養

社会保険における扶養

社会保険における扶養とは、**被保険者が主に生活費を負担している家族が、健康保険や厚生年金保険において「被扶養者」として認定されることを意味します。**

被扶養者となることで、対象者は保険料の自己負担なしで健康保険に加入でき、医療費の給付を受けることが可能です。被扶養者は年金制度上、第3号被保険者となり、保険料を支払わずに将来の年金受給資格を得られる場合があります。

被扶養者の定義

被保険者の配偶者（内縁関係含む）、子や孫、親や祖父母などの直系尊属、兄弟姉妹が被扶養者の対象となります。これらの親族については、同居していなくても被扶養者となることが可能です。

また、上記以外の三親等以内の親族（おじ・おば・甥・姪・配偶者の父母など）も、一定の条件を満たせば被扶養者に該当しますが、この場合は同一世帯で同居していることが要件となります。

さらに、内縁関係の配偶者の父母や子、あるいは死亡した配偶者の父母や子も、被保険者と同居していれば被扶養者とすることができます。

社会保険における扶養

被扶養者の収入基準

社会保険において被扶養者と認定されるためには、被保険者に主として生計を維持されていることに加え、**以下の収入要件をいずれも満たす必要があります。**

- 被扶養者本人の年間収入が130万円未満
- 被保険者の収入の2分の

また、被扶養者が60歳以上もしくは一定の障害を有する場合には、年収の上限が180万円未満に緩和されます。被保険者と同居していない場合には、送金などによる援助の実態があり、その金額を超えない収入であることが必要です。

収入の判定においては、課税・非課税を問わず、継続的かつ定期的に得られるすべての収入が対象となり、通勤手当なども含まれます。給与所得控除などの経費的控除は考慮されないため、「所得」ではなく「収入」が基準となる点に注意が必要です。

扶養を利用するメリット・デメリット

扶養を利用するメリット・デメリット

扶養を利用するメリット

扶養の仕組みを利用することで、税負担の軽減や保険料の免除といったさまざまなメリットがあります。

所得税のメリット	扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除などの所得控除が適用され、扶養者の所得税負担が軽減されます。
社会保険のメリット	扶養される人は健康保険料や国民年金保険料の負担が不要となり、無償で保障制度の対象となります。

扶養を利用するデメリット

所得税における扶養には大きなデメリットはありませんが、社会保険制度においては、給付内容や将来の年金受給額に影響があります。したがって、今後の働き方を慎重に検討することが大切です。

社会保険のデメリット	扶養内の被保険者は傷病手当金や出産手当金などが支給されません。 また、将来的に受け取れる年金額は厚生年金加入者よりも少なくなります。
------------	---

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。